

原子力発第14183号  
平成26年12月4日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬具

記

1. 変更の概要

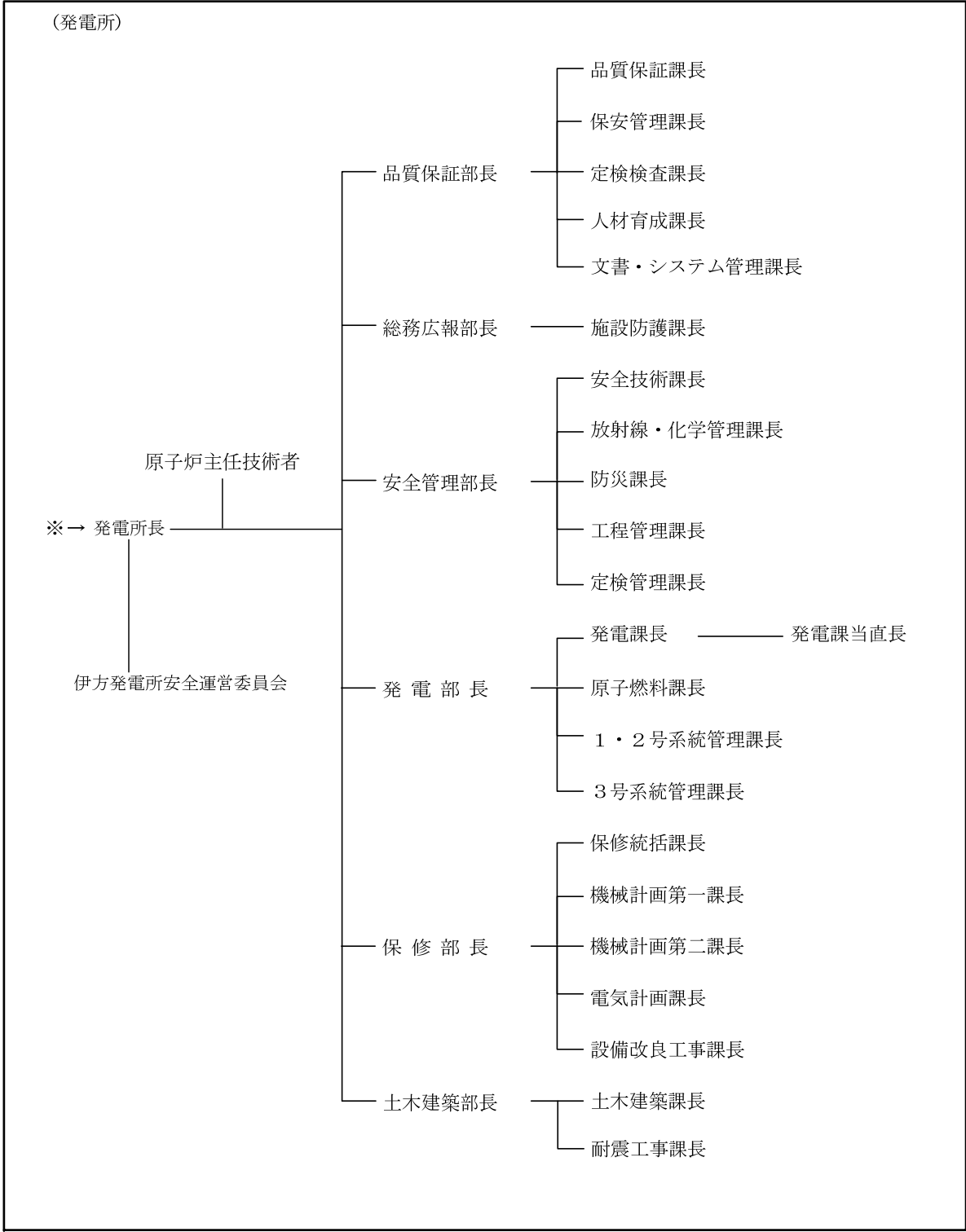
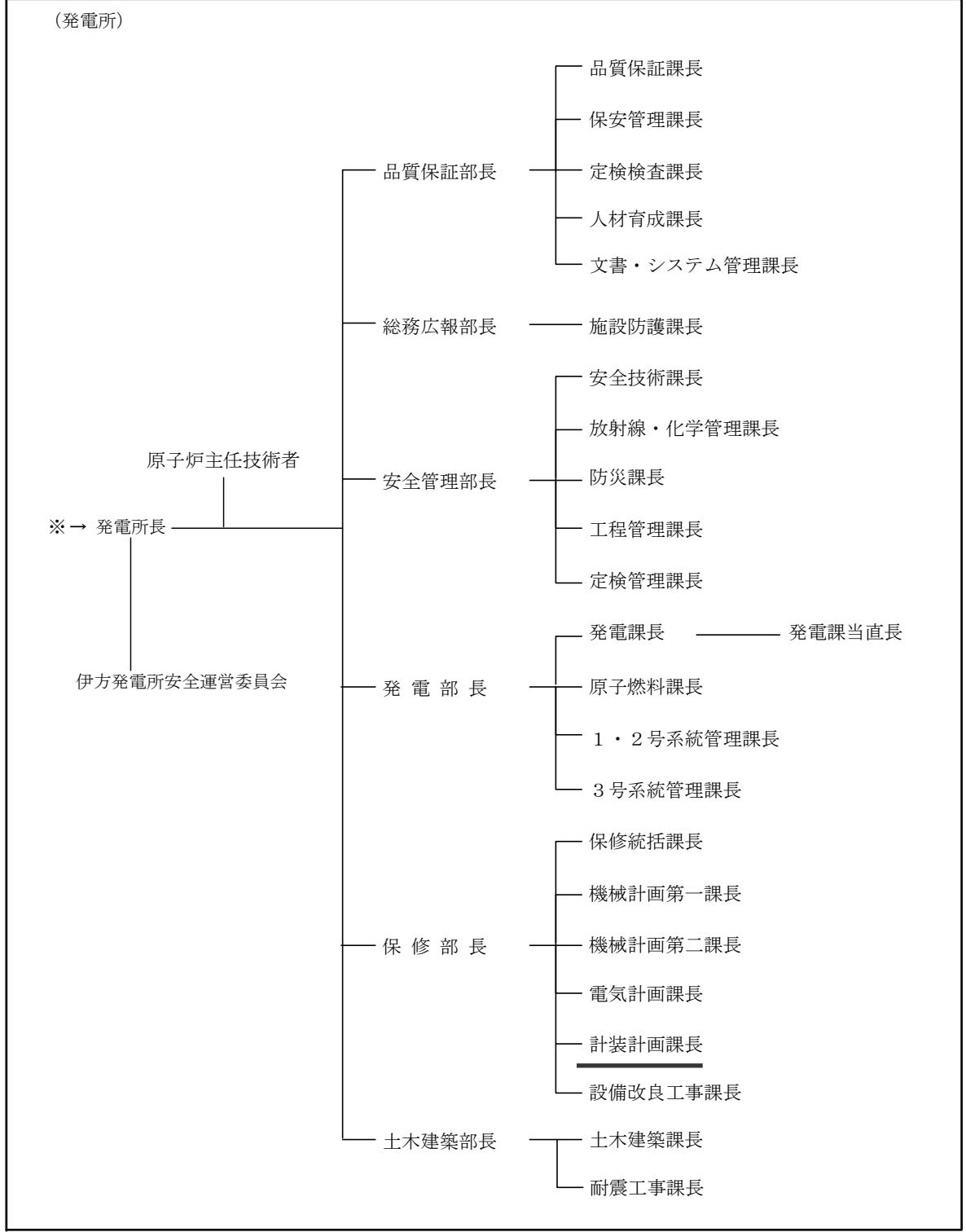
組織改正に伴う変更

2. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。

以上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>図4 (続き)</p> 	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>図4 (続き)</p> 	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>30  保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>31  保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>32  機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33  機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34  電気計画課長は、原子炉施設のうち<u>電気・計装設備</u>の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>35</u>  設備改良工事課長は、原子炉施設のうち<u>機械設備および電気・計装設備</u>の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長<u>および</u>電気計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>36</u>  土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p><u>37</u>  土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>38</u>  耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>39</u>  各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p><u>40</u>  各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>30  保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、<u>計装計画課長</u>および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>31  保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>32  機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33  機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34  電気計画課長は、原子炉施設のうち<u>電気設備</u>の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>35</u> <u>計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p><u>36</u>  設備改良工事課長は、原子炉施設のうち<u>機械設備、電気設備および計装設備</u>の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、<u>電気計画課長および計装計画課長</u>が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>37</u>  土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p><u>38</u>  土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>39</u>  耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p><u>40</u>  各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p><u>41</u>  各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、第5条第10項から第38項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、第5条第10項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考								
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、1号炉では2.0秒以下、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1234 1359 1367"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能</td> <td>(1)すべての制御棒が挿入不能<sup>※2</sup>でないこと (2)すべての制御棒が不整合<sup>※3</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>※3：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>（以下、省略）</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能	(1)すべての制御棒が挿入不能 <sup>※2</sup> でないこと (2)すべての制御棒が不整合 <sup>※3</sup> でないこと	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、1号炉では2.0秒以下、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない<sup>※1</sup>と判断した場合、表22-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p> <p>表22-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1234 2591 1367"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能</td> <td>(1)すべての制御棒が挿入不能<sup>※2</sup>でないこと (2)すべての制御棒が不整合<sup>※3</sup>でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>※3：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>（以下、省略）</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能	(1)すべての制御棒が挿入不能 <sup>※2</sup> でないこと (2)すべての制御棒が不整合 <sup>※3</sup> でないこと	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能	(1)すべての制御棒が挿入不能 <sup>※2</sup> でないこと (2)すべての制御棒が不整合 <sup>※3</sup> でないこと									
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能	(1)すべての制御棒が挿入不能 <sup>※2</sup> でないこと (2)すべての制御棒が不整合 <sup>※3</sup> でないこと									

変更前	変更後	備考																
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="172 688 1359 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>Q</sub>(Z)))</p> <p>第29条 モード1において、F<sub>Q</sub>(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 F<sub>Q</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、F<sub>Q</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および電気計画課長に通知する。通知を受けた当直長および電気計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1537 1359 1709"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>Q</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}</math>以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：K(Z)は、1号炉および2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存するF<sub>Q</sub>制限係数（以下、本条において同じ）</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	項目	運転上の制限	F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24-2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。</p> <p>表24-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 688 2591 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒位置指示</td> <td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(熱流束熱水路係数 (F<sub>Q</sub>(Z)))</p> <p>第29条 モード1において、F<sub>Q</sub>(Z)は、表29-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 F<sub>Q</sub>(Z)が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、F<sub>Q</sub>(Z)を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、F<sub>Q</sub>(Z)が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表29-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表29-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1537 2591 1709"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F<sub>Q</sub>(Z)</td> <td>原子炉熱出力が50%を超える場合、<math>2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}</math>以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、<math>4.64 \times K(Z)</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ）</p> <p>※2：K(Z)は、1号炉および2号炉については図29-1、3号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存するF<sub>Q</sub>制限係数（以下、本条において同じ）</p>	項目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1	項目	運転上の制限	F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>
項目	運転上の制限																	
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1																	
項目	運転上の制限																	
F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※1																	
項目	運転上の制限																	
F <sub>Q</sub> (Z)	原子炉熱出力が50%を超える場合、 $2.32/P^{※1} \times K(Z)^{※2}$ 以下であること 原子炉熱出力が50%以下の場合、 $4.64 \times K(Z)$ 以下であること																	

変更前			変更後			備考
表29-2			表29-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。	15分	A. $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり原子炉熱出力を1%以上下げる。	15分	
	および A.2 電気計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。	4時間		および A.2 計装計画課長は、軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分(%)だけ下げ、その結果を当直長に通知する。	4時間	
	および A.3 電気計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	8時間		および A.3 計装計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	8時間	
	および A.4 電気計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり過出力 $\Delta T$ トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	72時間		および A.4 計装計画課長は、 $F_Q(Z)$ の運転上の制限の超過分1%あたり過出力 $\Delta T$ トリップ設定値を1%以上下げ、その結果を当直長に通知する。	72時間	
	および A.5 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_Q(Z)$ および $F_{\Delta T}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超えて増加する前		原子炉熱出力が措置A.1の制限値を超えて増加する前		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード2にする	12時間	
(以下、省略)			(以下、省略)			



変更前	変更後	備考																
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第30条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および電気計画課長に通知する。通知を受けた当直長および電気計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 730 1359 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）</p> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 907 1359 999"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 (<math>F_{\Delta H}^N</math>))</p> <p>第30条 モード1において、<math>F_{\Delta H}^N</math>は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 <math>F_{\Delta H}^N</math>が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超える前までに1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認し、その結果を発電課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、<math>F_{\Delta H}^N</math>を確認する。</p> <p>3 原子燃料課長は、<math>F_{\Delta H}^N</math>が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表30-2の措置を講じるとともに、当直長および計装計画課長に通知する。通知を受けた当直長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表30-1</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 730 2591 823"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合（以下、本条において同じ。）</p> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 907 2591 999"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>F_{\Delta H}^N</math></td> <td><math>1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))</math>以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	項目	運転上の制限	$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.60(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	
項目	運転上の制限																	
$F_{\Delta H}^N$	$1.64(1 + 0.3(1 - P^{*1}))$ 以下であること																	

変更前			変更後			備考
表30-2			表30-2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A. 1. 1 当直長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または	4時間	A. $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していない場合※2	A. 1. 1 当直長は、 $F_{\Delta H}^N$ の運転上の制限を満足させる。 または	4時間	
	A. 1. 2. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	4時間		A. 1. 2. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	4時間	
	A. 1. 2. 2 電気計画課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直長に通知する。 および	8時間		A. 1. 2. 2 計装計画課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直長に通知する。 および	8時間	
A. 2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を実施し、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および	24時間	A. 3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する※3。	A. 2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を実施し、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および	24時間		
A. 3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内		A. 3 原子燃料課長は、所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し、 $F_{\Delta H}^N$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード2にする。	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード2にする。	12時間	
※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限値内に回復しても、A. 3の措置を完了しなければならない。			※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限値内に回復しても、A. 3の措置を完了しなければならない。			
※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。			※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。			

変更前	変更後	備考								
<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第32条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャンネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および電気計画課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および電気計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1234 1359 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4炉心出力偏差</td> <td>1.02以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	<p>(1/4炉心出力偏差)</p> <p>第32条 モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1/4炉心出力偏差は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1/4炉心出力偏差が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、モード1（原子炉熱出力が50%を超える）において、1週間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>ただし、出力領域上部中性子束偏差大を検知する警報または出力領域下部中性子束偏差大を検知する警報が動作不能である場合、12時間に1回、1/4炉心出力偏差を確認する。また、出力領域中性子束計装からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、以下により1/4炉心出力偏差を確認する。</p> <p>(a) 当直長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装1チャンネルからの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、残りの3チャンネルによる計算結果により確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%未満で、出力領域中性子束計装2チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、1週間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(c) 原子燃料課長は、原子炉熱出力が75%以上で、出力領域中性子束計装1チャンネル以上からの1/4炉心出力偏差への入力動作不能な場合、12時間に1回、炉内出力分布測定結果により確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は、1/4炉心出力偏差が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表32-2の措置を講じるとともに、原子燃料課長および計装計画課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長および計装計画課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1234 2591 1325"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/4炉心出力偏差</td> <td>1.02以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1/4炉心出力偏差	1.02以下であること	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>
項目	運転上の制限									
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること									
項目	運転上の制限									
1/4炉心出力偏差	1.02以下であること									

変更前			変更後			備考
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
表32-2			表32-2			伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更
A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A. 2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A. 1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A. 1の措置を講じる。 および A. 3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_Q(Z)$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A. 4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A. 5 電気計画課長は、1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直長に通知する <sup>※1</sup> 。 および A. 6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_Q(Z)$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する <sup>※2</sup> 。	2時間  12時間 その後の12時間に1回  24時間 その後の1週間に1回  原子炉熱出力がA. 1の措置で制限される値を超える前	A. 1/4炉心出力偏差が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は、1/4炉心出力偏差の1.00からの超過分1%あたり、原子炉熱出力を100%から3%以上下げる。 および A. 2 当直長は、1/4炉心出力偏差を確認し、A. 1措置後の状態からさらに増加する傾向にある場合は、再度A. 1の措置を講じる。 および A. 3 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_Q(Z)$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A. 4 原子燃料課長は、安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 および A. 5 計装計画課長は、1/4炉心出力偏差をなくすように出力領域中性子束計装を調整し、その結果を当直長に通知する <sup>※1</sup> 。 および A. 6 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、 $F_Q(Z)$ および $F_{\Delta H}^N$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する <sup>※2</sup> 。	2時間  12時間 その後の12時間に1回  24時間 その後の1週間に1回  原子炉熱出力がA. 1の措置で制限される値を超える前	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	4時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、原子炉熱出力を50%以下に下げる。	4時間	
※1：A. 5の措置は、A. 4の措置が完了後に実施すること			※1：A. 5の措置は、A. 4の措置が完了後に実施すること			
※2：条件Aに至った場合は、1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A. 6の措置を完了しなければならない。			※2：条件Aに至った場合は、1/4炉心出力偏差が制限値内に回復しても、A. 6の措置を完了しなければならない。			

変更前	変更後	備考								
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室換気系隔離計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装</p> <p>2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、当直長および電気計画課長は、表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長および電気計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</p> <p>3 当直長および電気計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1024 1359 1157"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) 非常用ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室換気系隔離計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉停止装置</p> <p>(7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装</p> <p>2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33-2から表33-8で定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。</p> <p>3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33-2から表33-8の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。</p> <p>表33-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1024 2591 1157"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項で定める計測および制御設備</td> <td>表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能<sup>※1</sup>であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること									
項目	運転上の制限									
第1項で定める計測および制御設備	表33-2から表33-8に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 <sup>※1</sup> であること									

変更前

表 33-2 (1) 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 原子炉保護系論理回路	-		モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
	-		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
-		-	-	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	

ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。 残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間		1ヶ月に1回 (交互に1系統ずつ)	電気計画課長
C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

備考

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

※2 : 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ)

※3 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下、本条において同じ)

変更後

備考

表33-2 (1)原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件
	1号炉	2号炉			
1. 原子炉保護系論理回路	-		モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
	-		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合
-		-		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	

ネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 <sup>※3</sup> のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 (交互に1系統ずつ)	計装計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間			計装計画課長
C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

※2: 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。(以下、本条において同じ)

※3: 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。(以下、本条において同じ)

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
2. 手動原子炉トリップ	-		モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
			原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間			

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）



変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
	1号炉	2号炉			
2. 手動原子炉トリップ	—		モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
			原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間			

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>*4</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを 除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>*4</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを 除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*5</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長
		出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認 <sup>*6</sup> する。	1日に1回	当直長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*5</sup>	6時間			
		B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※4：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ）

変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>*4</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>*4</sup>	A. 1チャンネル 〔バイパスしたチャンネルを除く〕 が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*5</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
		動作不能でないことを指示値により確認 <sup>*6</sup> する。	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*5</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
		動作不能でないことを指示値により確認 <sup>*6</sup> する。	1日に1回	当直長

※4：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。(以下，本条において同じ)

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下，本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		1号炉	2号炉			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の+11%以下		モード1および2	4 <sup>*7</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除外が動作不能である場合 ----- B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の-11%以上				モード1および2
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下		モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>*9</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 ----- B. 2チャンネルが動作不能である場合
				モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*8</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*8</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、P-6未満にする。または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※7：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後

表 33-2 (1) つづき

機能		設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		1号炉	2号炉			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の+11%以下		モード1および2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の-11%以上		モード1および2	4 <sup>※7</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下		モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>※9</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合
				モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※8</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※8</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、P-6未満にする。または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

備考  
伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※7：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

備考

表 33- 2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
6. 線源領域中性子束高	2×10 <sup>5</sup> cps以下		モード2 (P-6未満)	2 <sup>*10</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
					B. 2チャンネルが動作不能である場合
			原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2 <sup>*10</sup> 2 <sup>*11</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合
			原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード3, 4および5	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時 1日に1回 ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間に1回	電気計画課長 当直長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回			

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
6. 線源領域中性子束高	2×10 <sup>5</sup> cps以下		モード2 (P-6未満)	2 <sup>*10</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長	伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）
					B. 2チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに				
			原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2 <sup>*10</sup> 2 <sup>*11</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間				
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間				
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード3, 4および5	1 〔監視機能のみ〕	C. 2チャンネルが動作不能である場合	C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに					
				A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに					2時間 その後の12時間に1回

※10：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 線源領域中性子束高 つづき	2×10 <sup>5</sup> cps以下		原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 〔監視機能のみ〕	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
			原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6			A. 1 チャンネルが動作不能である場合				
				2 〔監視機能のみ〕	B. 2 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*12*13</small>	速やかに			
						A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。				
						B. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*12*14</small>	速やかに			
					B. 2 電気計画課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに				
						B. 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
					B. 4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の12時間に1回				

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更



変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 線源領域中性子束高 つづき	2×10 <sup>5</sup> cps以下		原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 〔監視機能のみ〕	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに  4時間 その後の12時間に1回			

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
7. 1次冷却材可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除外が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除外が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
8. 加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除外が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除外が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>		6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回
	B.1 当直長は、モード3にする。	12時間		動作不能でないことを指示値により確認する
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
	B.1 当直長は、モード3にする。			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※15：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※16：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
7. 1次冷却材可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
8. 加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>*15</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	原子燃料課長 および 計装計画課長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*16</sup>	6時間			
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※15：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※16：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
9. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
						B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
10. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループあたり4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループあたり4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1日に1回	当直長
								動作不能でないことを指示値により確認する		
						B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
						B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
11. 1次冷却材ポンプ母線電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
						B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※17：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※18：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

表 33-2 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件
	1号炉	2号炉			
9. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
10. 1次冷却材 流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループ あたり 4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループ あたり 4 <sup>*17</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
11. 1次冷却材ポンプ 母線電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あ たり3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>*18</sup>	6時間	設定値確認を実施す る。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

備考

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※17：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※18：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
12. 1次冷却材ポンプ母線周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
13. 1次冷却材ポンプしゃ断器開	1台開	—	モード1 (P-8以上)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2台開	—	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1次冷却材ポンプ1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
14. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>*19</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*20</sup>	6時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※19：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
12. 1次冷却材ポンプ 母線周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
13. 1次冷却材ポンプ しゃ断器開	1台開	—	モード1 (P-8以上)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2台開	—	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1次冷却材ポンプ 1台あたり1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
14. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>※19</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。		6時間	機能検査を実施する。	定期検査時
	B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間		
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。		6時間		
	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間		
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※20</sup>		6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時
	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※19：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機 能		設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
		1号炉	2号炉			
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 圧低	0.25MPa[gage]以上		モード1 (P-7以上)	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	-		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 非常用炉心冷却系作動		表33-3(1)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 140Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 180Gal以下	モード1およ び2	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		-	原子炉格納 施設 4階床 (EL 26.2m) 320Gal以下		3	
	鉛直地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 70Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 90Gal以下		3	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）



変更後

備考

表 33-2 (1) つづき

機 能		設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		1号炉	2号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 圧低	0.25MPa[gage]以上		モード1 (P-7以上)	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	主蒸気止 め弁閉	—		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
16. 非常用炉心冷却系作動		表33-3(1)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 140Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 180Gal以下	モード1およ び2	3	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ----- B. 1 当直長は、モード3にする。	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		—	原子炉格納 施設 4階床 (EL 26.2m) 320Gal以下		3						
	鉛直地震 大	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 70Gal以下	原子炉補助 建家 地下1階床 (EL 4.2m) 90Gal以下		3						

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
18. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※21</sup> B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-7	d. 項およびe. 項参照		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10%		モード1 (P-13以上)	3	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※21：表 33-2 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後

備考

表 33-2 (1)つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
18. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※21</sup> ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. P-7	d. 項およびe. 項参照		モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%		モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の10%		モード1 (P-13以上)	3	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※21：表 33-2 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更前

備考

表 33-2 (2) 原子炉保護系計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項				
	3号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当		
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	電気計画課長		
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	1時間			電気計画課長		
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間			電気計画課長		
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			機能検査を実施する。 機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	電気計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	48時間					電気計画課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間					電気計画課長

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

変更後

備考

表 33-2 (2) 原子炉保護系計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	確認事項				
	3号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	計装計画課長 計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	1時間			
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3、4および5	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
	原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
			B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間				

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1およ び2	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間			
	原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
			B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間				

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
				条件
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>※22</sup> A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>※22</sup> A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※23</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合		当直長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※23</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合		当直長
B.1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※22：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※23：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）



変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
				条件
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1および2	4 <sup>※22</sup> A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 <sup>※22</sup> A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※23</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合		当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※23</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合		当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※22：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※23：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

表 33-2 (2) つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		3号炉			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1および2	4 <sup>*24</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1および2	4 <sup>*24</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>*26</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*25</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*25</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、P-6未満にする。または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

備考

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※24: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25: 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※26: 制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%ステップ以下	モード1および2	4 <sup>*24</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	減少率高	定格出力の8%ステップ以下	モード1および2	4 <sup>*24</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下		モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 <sup>*26</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*25</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*25</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、P-6未満にする。または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

備考

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※24：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※26：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			条件
6. 線源領域中性子束高	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	モード2 (P-6未満)	2 <sup>※27</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2 <sup>※27</sup> 2 <sup>※28</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード3, 4および5	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合		

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時 1日に1回 ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間に1回	電気計画課長  当直長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに  2時間 その後の12時間に1回			

※27：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※28：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
6. 線源領域中性子束高	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	モード2 (P-6未満)	2 <sup>※27</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3, 4および5	2 <sup>※27</sup> ※28	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード3, 4および5	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合		

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時 1日に1回 ただし、適用モード6（燃料移動中）の場合は、12時間に1回	計装計画課長 当直長
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回			

※27：「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※28：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 線源領域中性子束高 つづき	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
					および	A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*29*30</small>	速やかに			
					および	A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。			
		B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*29*31</small>	速やかに					
				および	B. 2 電気計画課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに			
				および	B. 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
				および	B. 4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の12時間に1回			

※29：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※30：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※31：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 線源領域中性子束高 つづき	2 × 10 <sup>5</sup> cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合のモード6	1 (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
					および	A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合のモード6	2 (監視機能のみ)	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*29*30</small>	速やかに			
					および	A. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。			
		B. 2 チャンネルが動作不能である場合	B. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。 <small>*29*31</small>	速やかに					
				および	B. 2 計装計画課長は、1チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに			
				および	B. 3 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
				および	B. 4 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	4時間 その後の12時間に1回			

※29：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※30：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※31：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
7. 1次冷却材可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*32</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>*32</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
8. 原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード1(P-7以上)	4 <sup>*32</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>*32</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*33</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*33</sup>		6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回
	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*33</sup>		6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時
	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*33</sup>		6時間		
	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間		

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※32: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※33: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。



変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
7. 1次冷却材 可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※32</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能 である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 <sup>※32</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能 である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
8. 原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>※32</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能 である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4 <sup>※32</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能 である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※33</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±3%を超える場合	原子燃料課長 および 計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※33</sup>	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※33</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※33</sup>	6時間			
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※32：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
※33：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
9. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
10. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループあたり4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループあたり4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
11. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
12. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※34：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
9. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1 (P-7以上)	4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
10. 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-8以上)	1ループあたり4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1 (P-7以上, P-8未満)	1ループあたり4 <sup>*34</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
11. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
12. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57Hz以上		モード1 (P-7以上)	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*35</sup>	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※34：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード1(P-7以上)	4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	主蒸気止め弁閉	—	モード1(P-7以上)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
15. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(2)の機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照		モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
		原子炉建屋3階床(EL 24.0m) 390Gal以下		4 <sup>※36</sup>	
	垂直方向	原子炉補助建屋地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下		4 <sup>※36</sup>	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			12時間	
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			12時間	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			12時間	
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※36: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※37: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネルの 条 件
	3号炉				
13. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上		モード1および2	1基あたり4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
14. タービン トリップ	タービン 非常しゃ 断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	—	モード1 (P-7以上)	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
15. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(2)の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照		モード1および2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1および2	4 <sup>※36</sup>	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原子炉建屋3階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		4 <sup>※36</sup>	
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下		4 <sup>※36</sup>	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※37</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

※36：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※37：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			条件
17. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim 1.1 \times 10^{-10} \text{ A}$	モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-7	d. 項および e. 項参照	モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 0.5\%$	モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 0.5\%$	モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1 (P-13以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表 33-2 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・ 系統数	所要チャンネル 条件
	3号炉			
17. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim$ $1.1 \times 10^{-10}$ A	モード2 (P-6未満)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない 場合
b. P-7	d. 項および e. 項参照	モード1 (P-7以上)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない 場合
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の $40 \pm 0.5\%$	モード1 (P-8以上)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない 場合
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の $10 \pm 0.5\%$	モード1 (P-10未満) および2	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない 場合
e. P-13	タービン第1段後圧力 定格出力の $10 \pm 0.6\%$	モード1 (P-13以上)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない 場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表 33-3 (1) 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用炉心冷却系作動					
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	—	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高(高1)	0.032MPa[gage]以下	—	モード1, 2および3	4 <sup>※38</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上	—	モード1および2(P-6以上)	4 <sup>※38</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※38: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※39: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。



変更後

備考

表 33-3 (1) 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用炉心冷却系作動					
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	-		モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高(高1)	0.032MPa[gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>※38</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上		モード1および2(P-6以上)	4 <sup>※38</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※39</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※38: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※39: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
e. 加圧器圧力低と加圧器水位低の一致	加圧器圧力低	12.35MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
f. 主蒸気ライン圧力異常低		3.35MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*41</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※40：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※41：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
e. 加圧器圧力低と 加圧器水位低の 一致	加圧器 圧力低	12.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
f. 主蒸気ライン圧力異常低		3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>*40</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>*41</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。  動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>*41</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。  動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
			1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			

※40：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※41：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更（以下、  
本頁において同様）

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動					
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—		モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.128MPa[gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※42：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※43：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動					
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	—		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—		モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.128MPa[gage]以下		モード1, 2および3	4 <sup>※42</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※43</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※42：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※43：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
3. 原子炉格納容器隔離					
a. 格納容器隔離A					
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	—		モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
b. 格納容器隔離B					
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異常高(高3)を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
常高(高3)を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
3. 原子炉格納容器隔離					
a. 格納容器隔離A					
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2) 手動起動	—		モード1, 2, 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
b. 格納容器隔離B					
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—		モード1, 2, 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照				
(3) 格納容器圧力異常高 (高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異 常高(高3)を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
常高(高3)を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）



変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
4. 主蒸気ライン隔離					
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—		モード1, 2 および3	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
b. 手動起動	—		モード1, 2 および3	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.089MPa[gage]以下		モード1, 2 および3	4 <sup>※44</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上		モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4 <sup>※44</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※44：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※45：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
4. 主蒸気ライン隔離					
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—		モード1, 2 および3	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
b. 手動起動	—		モード1, 2 および3	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.089MPa[gage]以下		モード1, 2 および3	4 <sup>*44</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上		モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4 <sup>*44</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く		

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*45</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※44：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※45：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件
	1号炉	2号炉			
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	-0.87MPa以上		モード3 (P-11未満)  ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

- ※46：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。  
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
- ※47：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ  
とができる。

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87MPa以上		モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>※46</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※47</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

※46：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※47：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
5. 主給水隔離					
a. 主給水隔離作動論理回路	-		モード1, 2 および3	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の77%以下		モード1, 2 および3	1基あたり4 <sup>*48</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード1, 2 および3	4 <sup>*48</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	原子炉トリップ	表33-2 (1)原子炉保護系計装を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
5. 主給水隔離					
a. 主給水隔離作動論理回路	—		モード1, 2 および3	2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の77%以下		モード1, 2 および3	1基あたり4 <sup>*48</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード1, 2 および3	4 <sup>*48</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	原子炉トリップ	表33-2 (1)原子炉保護系計装を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*49</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表 33-3 (1) つづき

機 能	設定値		適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数 条 件
	1号炉	2号炉			
6. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場 合 <sup>※50</sup> ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ----- B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能 検査を実施する。 ----- 動作不能でないことを 指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			
			1日に1回	当直長

※50：表 33-3 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）



変更後

備考

表 33-3 (1) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
6. インターロック					
a. P-6	中間領域中性子束 10 <sup>-10</sup> A		モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 <sup>※50</sup> ----- B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]		モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ----- B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

※50：表 33-3 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表33-3 (2)工学的安全施設等作動計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			条件
1. 非常用炉心冷却系作動				
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※51 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4※52	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2 (P-6以上)	4※52	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※53	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※53	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

※51: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※52: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※53: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			
1. 非常用炉心冷却系作動				
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※51 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力高 (高1)	0.034MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4※52	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1および2 (P-6以上)	4※52	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※53	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※53	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

※51: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※52: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※53: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33-3(2)つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
		3号炉			条件
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4 <sup>※54</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	4 <sup>※54</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
f. 主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード1, 2および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に4 <sup>※54</sup>	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※54：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※55：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※55</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
			1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※55</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	電気計画課長
			1日に1回	当直長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間			
	36時間			

備考  
伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表33-3 (2)つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		3号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*54</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*55</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4 <sup>*54</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直長
f. 主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ライン毎に 4 <sup>*54</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*55</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	1日に1回		当直長	

※54：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※55：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表33-3(2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動				
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	※56 2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4※57	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※58	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。			
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※56: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※57: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※58: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動				
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	※56 2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	-	モード1, 2, 3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高3)	0.136MPa[gage]以下	モード1, 2および3	4※57	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※58	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。			
			1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※56: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※57: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※58: 残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	3号炉			条件
3. 原子炉格納容器隔離				
a. 格納容器隔離A				
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※59 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
b. 格納容器隔離B				
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	※59 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
(3) 格納容器圧力異常高(高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異常高(高3)を参照			

※59：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
常高(高3)を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)



変更後

備考

表33-3(2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	3号炉			条件
3. 原子炉格納容器隔離				
a. 格納容器隔離A				
(1) 格納容器隔離A 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	*59 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	—	モード1, 2, 3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
b. 格納容器隔離B				
(1) 格納容器隔離B 作動論理回路	—	モード1, 2, 3および4	*59 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
(3) 格納容器圧力異常高(高3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異常高(高3)を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
常高(高3)を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※59: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更前

備考

表33-3 (2) つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	※60 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A 6.6kV非常用母線電圧低	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照 定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	※60 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
動を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※60：原子炉保護系論理回路の機能検査時には、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後

備考

表33-3 (2)つづき

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉				
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	※60 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3および4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	※60 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2)手動起動を参照			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
動を参照				

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※60：原子炉保護系論理回路の機能検査時には、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更前

備考

表33-3(2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			条件
4. 主蒸気ライン隔離				
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	*61 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1, 2 および3  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4*62	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)  ただし, 全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4*62	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間			
A. 1 電気計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間			
A. 1 電気計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。*63	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間			
A. 1 電気計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。*63	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間  36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下, 本頁において同様)

※61: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※62: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※63: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
4. 主蒸気ライン隔離				
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	※61 2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 手動起動	—	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 格納容器圧力異常高(高2)	0.092MPa[gage]以下	モード1, 2 および3  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	4※62	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上)  ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4※62	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※63	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長  当直長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※63	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。  動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長  当直長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※61: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※62: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※63: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	0.87MPaステップ以下	モード3 (P-11未満) ただし、全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に4 <sup>*64</sup>	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A.1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>*65</sup>	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※64：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※65：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更後

備考

表33-3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3号炉			条 件
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	0.87MPaステップ以下	モード3 (P-11未満)  ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 <sup>※64</sup>	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合  B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A.1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 <sup>※65</sup>	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B.1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B.2 当直長は、モード4にする。	36時間			

※64：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※65：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

伊方発電所における  
保安に関する組織改  
正（伊方発電所計装  
計画課の新規設置）  
に伴う変更

変更前					備考						
表33-3(2)つづき											
機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
		3号炉				要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 主給水隔離											
a. 主給水隔離作動論理回路		—	モード1, 2 および3	※66 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
b. 蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の75.5%以下	モード1, 2 および3	1基あたり4※67	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※68	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
								動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長	
						B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
c. 非常用炉心冷却系作動		機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照									
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致		1次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード1, 2 および3	4※67	A. 1チャンネルバイパスしたチャンネルを除くが動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※68	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		原子炉トリップ	表33-2(2)原子炉保護系計装を参照								
								動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長	
						B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
<p>※66：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。</p> <p>※67：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。</p> <p>※68：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</p>											
伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）											



変更後

備考

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	3号炉			条件
5. 主給水隔離				
a. 主給水隔離作動論理回路	—	モード1, 2 および3  ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	※66 2系統	A. 1系統が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の75.5%以下	モード1, 2 および3  ただし, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	1基あたり4※67	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード1, 2 および3  ただし, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	4※67 A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	原子炉トリップ	表33-2 (2) 原子炉保護系計装を参照		

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B. 2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※68	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B. 2 当直長は, モード4にする。	36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。※68	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は, モード3にする。および	12時間			
B. 2 当直長は, モード4にする。	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下, 本頁において同様)

※66: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては, 残り1系統が動作可能であることを条件に, 2時間に限り, 1系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。  
 ※67: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。  
 ※68: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に, 1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

備考

表33-3 (2)つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
6. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim 1.1 \times 10^{-10} \text{ A}$	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-11	加圧器圧力 $13.73 \pm 0.03 \text{ MPa [gage]}$	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表33-3 (2) つづき

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
6. インターロック				
a. P-6	中間領域中性子束 $9.1 \times 10^{-11} \sim 1.1 \times 10^{-10} \text{ A}$	モード1 および2 (P-6以上)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ----- B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. P-11	加圧器圧力 $13.73 \pm 0.03 \text{ MPa [gage]}$	モード1, 2 および3 (P-11以上)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ----- B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			
		動作不能でないことを指示値により確認する	1日に1回	当直長

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表33-4 (1) 事故時監視計装 (1号炉および2号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却設備計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
	加圧器水位	2							
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)	2							
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)	2							
化学体積制御設備計装	ほう酸タンク水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 電気計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに		1ヶ月に1回	当直長
	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2							
主蒸気および給水設備計装	復水タンク水位	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	12時間  36時間			
	蒸気発生器水位 (広域)	2							
	蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器毎に2							
	補助給水流量	2							
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプル水位	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2							
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量 (余熱除去流量)	2							
	燃料取替用水タンク水位	2							

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

変更後

備考

表33-4 (1) 事故時監視計装 (1号炉および2号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件
				条件
1次冷却設備計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合  B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	加圧器水位	2		
	1次冷却材温度(広域)(高温側)	2		
	1次冷却材温度(広域)(低温側)	2		
化学体積制御設備計装	ほう酸タンク水位	2		
主蒸気および給水設備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2	C. 1つの機能が動作不能である場合  D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	
	復水タンク水位	2		
	蒸気発生器水位(広域)	2		
	蒸気発生器水位(狭域)	蒸気発生器毎に2		
	補助給水流量	2		
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプル水位	2		
	原子炉格納容器内圧力	2		
	原子炉格納容器内温度	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	2		
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2		
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2		
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力	2		
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量	2		
	低圧注入流量(余熱除去流量)	2		
	燃料取替用水タンク水位	2		

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	12時間  36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

変更前

備考

表33-4 (2) 事故時監視計装 (3号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項					
					要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長			
	加圧器水位	2										
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)	3										
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)	3										
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 電気計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長
主蒸気および給水、補助給水計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2		C. 1つの機能が動作不能である場合	C. 1 電気計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日						
	補助給水タンク水位	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	12時間  36時間						
	蒸気発生器水位 (広域)	3										
	蒸気発生器水位 (狭域)	蒸気発生器毎に2										
	補助給水流量	3										
燃料取替用水系計装	燃料取替用水タンク水位	2										
原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2										
	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2										
	原子炉格納容器内圧力	2										
	原子炉格納容器内温度	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2										
原子炉補機冷却系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2										
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2										
非常用炉心冷却系計装	高压注入流量	2										
	低压注入流量	2										

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)

変更後

備考

表33-4 (2) 事故時監視計装 (3号炉)

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要条件
				条件
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	2	モード1, 2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合
	加圧器水位	2		
	1次冷却材温度(広域)(高温側)	3		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
	1次冷却材温度(広域)(低温側)	3		
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	2		
主蒸気および給水, 補助給水計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に2		C. 1つの機能が動作不能である場合
	補助給水タンク水位	2		
	蒸気発生器水位(広域)	3	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	
	蒸気発生器水位(狭域)	蒸気発生器毎に2		
	補助給水流量	3		
燃料取替用水系計装	燃料取替用水タンク水位	2		
原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2		
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2		
	原子炉格納容器内圧力	2		
	原子炉格納容器内温度	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	2		
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)	2		
原子炉補機冷却系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2		
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2		
非常用炉心冷却系計装	高圧注入流量	2		
	低圧注入流量	2		

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長 当直長
B. 1 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
D. 1 当直長は、モード3にする および D. 2 当直長は、モード4にする	12時間 36時間			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

変更前

備考

表33-5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			モード5, 6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上		モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合
					B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当	
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
	B. 1 当直長は、モード3にする。および B. 2 当直長は、モード5にする。				12時間 56時間
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに				
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
	B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。				2時間
	C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。				速やかに

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下、本頁において同様)



変更後

備考

表 33-5 (1) 非常用ディーゼル発電機起動計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・条件
	1号炉	2号炉			
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-		モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
			モード5, 6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上		モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合
					B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合
					C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表33-5 (2)非常用ディーゼル発電機起動計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル
	3号炉			条件
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
		モード5, 6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (2)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、モード5にする。	56時間			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間			
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更後

備考

表33-5 (2)非常用ディーゼル発電機起動計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用ディーゼル発電機起動論理回路	-	モード1, 2, 3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りのシステムが正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該システムのバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
2. 6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および照射済燃料移動中	所要の1母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間			
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (2)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表33-6 (1)中央制御室換気系隔離計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数 条件
	1号炉	2号炉			
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*69</sup>	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*69</sup>	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※69：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

表33-6 (1) 中央制御室換気系隔離計装 (1号炉および2号炉)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	1号炉	2号炉			
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-		モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1, 2, 3および4において, 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において, 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (1)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照				

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は, 中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は, 中央制御室非常用給気ファンを起動させる。または D. 2 当直長または原子燃料課長は, 照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*69</sup>	速やかに			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は, 中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は, 中央制御室非常用給気ファンを起動させる。または D. 2 当直長または原子燃料課長は, 照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*69</sup>	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正 (伊方発電所計装計画課の新規設置) に伴う変更 (以下, 本頁において同様)

※69: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

備考

表33-6(2)中央制御室換気系隔離計装(3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	3号炉			条件
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 2系統が動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3(2)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※70</sup>	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※70</sup>	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下、本頁において同様)

※70: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

表33-6 (2)中央制御室換気系隔離計装 (3号炉)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル条件
	3号炉			条件
1. 中央制御室換気系隔離作動論理回路	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 2系統が動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 手動起動	-	モード1, 2, 3, 4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 2チャンネルが動作不能である場合
				C. モード1, 2, 3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
3. 非常用炉心冷却系作動	表33-3 (2)機能1. 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*70</sup>	速やかに			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
C. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
D. 1 当直長は、中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 <sup>*70</sup>	速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

※70：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

備考

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置（1号炉，2号炉および3号炉）

機 能	適用モード	機能を
		条 件
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

満足できない場合の措置 <sup>*71</sup>		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 電気計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	動作不能でないことを指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする および B. 2 当直長は、モード4にする	12時間 36時間			

※71：機能毎に個別の条件が適用される。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）



変更後

備考

表33-7 中央制御室外原子炉停止装置（1号炉，2号炉および3号炉）

機能	適用モード	機能を		満足できない場合の措置 <sup>※71</sup>		確認事項		
		条件		要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1, 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合		A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B. 1 当直長は、モード3にする および B. 2 当直長は、モード4にする	12時間 36時間			

※71：機能毎に個別の条件が適用される。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）

変更前

備考

表 33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装（3号炉）

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中  ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			B. 2系統が動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに  速やかに			
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中  ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			B. 2チャンネルが動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに  速やかに			

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

変更後

備考

表 33-8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装（3号炉）

機能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
			条件
1. 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中  ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2系統	A. 1系統が動作不能である場合
			B. 2系統が動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
2. 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中  ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合
			B. 2チャンネルが動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに  速やかに			
A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン1台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 <sup>※72</sup>	速やかに  速やかに			

伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前	変更後	備考																																										
<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 電気計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="172 856 1359 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="172 1087 1359 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設定値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td></td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td></td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値			1号炉	2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上	<p>(加圧器逃がし弁)</p> <p>第44条 モード1, 2および3において, 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は, 表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表44-3の措置を講じる。</p> <p>表44-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 856 2591 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁</td> <td>すべてが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表44-2</p> <table border="1" data-bbox="1403 1087 2591 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">設定値</th> </tr> <tr> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加圧器逃がし弁</td> <td>吹出し圧力</td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> <td></td> <td>16.10MPa[gage]以下</td> </tr> <tr> <td>吹止り圧力</td> <td>15.91MPa[gage]以上</td> <td></td> <td>15.97MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること	項目		設定値			1号炉	2号炉	3号炉	加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更(以下, 本頁において同様)</p>
項目	運転上の制限																																											
加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																											
項目		設定値																																										
		1号炉	2号炉	3号炉																																								
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下																																								
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上																																								
項目	運転上の制限																																											
加圧器逃がし弁 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること																																											
項目		設定値																																										
		1号炉	2号炉	3号炉																																								
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		16.10MPa[gage]以下																																								
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上		15.97MPa[gage]以上																																								

変更前	変更後	備考								
<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第45条 モード4<sup>*1</sup>、5および6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は、定期検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード4、5および6において、12時間に1回、1台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチが切引状態であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード4、5および6において、12時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 機械計画第一課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(b) 当直長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3日に1回、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表45-2の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が130℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合(以下、本条において同じ。)</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="166 1241 1356 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：1次冷却系の水張りを行う場合、1基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合は、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること <sup>*3</sup>	<p>(低温過加圧防護)</p> <p>第45条 モード4<sup>*1</sup>、5および6<sup>*2</sup>において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は、定期検査時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための校正を行い、その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、モード4、5および6において、12時間に1回、1台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチが切引状態であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、モード4、5および6において、12時間に1回、蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。</p> <p>(4) モード4、5および6において、以下の事項を実施する。</p> <p>(a) 機械計画第一課長は、加圧器安全弁1台以上を取り外し、または取り付けた場合は、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(b) 当直長は、1台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は、3日に1回、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であることを確認する。</p> <p>3 当直長は、低温過加圧に係る機器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表45-2の措置を講じるとともに、加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は、機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：1次冷却材温度が130℃以下の場合をいう。ただし、加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2：原子炉容器のふたが閉められている場合(以下、本条において同じ。)</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="1397 1241 2588 1654"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低温過加圧に係る機器</td> <td>(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：1次冷却系の水張りを行う場合、1基毎に隔離を解除することが許容される。また、蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合は、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>(以下、省略)</p>	項目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること <sup>*3</sup>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること <sup>*3</sup>									
項目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり、2台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること <sup>*3</sup>									

変更前	変更後	備考												
<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第46条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は, 表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が, 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて, 原子炉格納容器内への漏えい率を確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>なお, 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合, 当直長は, 8時間に1回, 動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表46-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23m<sup>3</sup>/hを上回っている状態で運転を継続する場合は, 1日に1回, 1次冷却材のインベントリ収支, 格納容器ガスモニタ, 格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>表46-1</p> <table border="1" data-bbox="172 1066 1359 1707"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m<sup>3</sup>/h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m<sup>3</sup>/h以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td>原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置<sup>※2</sup>が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 凝縮液量測定装置の点検または洗浄中は除く。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m <sup>3</sup> /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m <sup>3</sup> /h以下であること	原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること	<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第46条 モード1, 2, 3および4において, 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は, 表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が, 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1日に1回, 原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて, 原子炉格納容器内への漏えい率を確認する<sup>※1</sup>。</p> <p>なお, 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合, 当直長は, 8時間に1回, 動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p> <p>3 当直長は, 原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表46-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23m<sup>3</sup>/hを上回っている状態で運転を継続する場合は, 1日に1回, 1次冷却材のインベントリ収支, 格納容器ガスモニタ, 格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p> <p>表46-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 1066 2591 1707"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内への漏えい率</td> <td>(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m<sup>3</sup>/h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m<sup>3</sup>/h以下であること</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td> <td>原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置<sup>※2</sup>が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 凝縮液量測定装置の点検または洗浄中は除く。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m <sup>3</sup> /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m <sup>3</sup> /h以下であること	原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更</p>
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m <sup>3</sup> /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m <sup>3</sup> /h以下であること													
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「未確認の漏えい率」という。)が0.23m <sup>3</sup> /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち, 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(以下, 「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。)が2.3m <sup>3</sup> /h以下であること													
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置 <sup>※2</sup> が動作可能であること													

変更前	変更後	備考
<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は, 定期検査時に, 復水器ガスモニタ<sup>※1</sup>, 蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>※2</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器ブローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※3</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: 1号炉および2号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ, 3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 高感度型主蒸気管モニタについては, 1号炉および2号炉については2つの主蒸気管モニタ, 3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※3: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>(蒸気発生器細管漏えい監視)</p> <p>第47条 モード1, 2, 3および4において, 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は, 表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 復水器ガスモニタ<sup>※1</sup>, 蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理課長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(4) 当直長は, モード1および2において, 1日に1回, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタ, 高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上<sup>※2</sup>のモニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</p> <p>(5) 当直長は, モード3および4において, 1日に1回, 蒸気発生器ブローダウン水モニタにより, 蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお, プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は, 放射線・化学管理課長が, 1日に1回, 2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知することをもって, 蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。</p> <p>(6) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 復水器ガスモニタ, 蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は, 放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は, その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく, 表47-2の措置を講じるとともに, 2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※3</sup>, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。</p> <p>※1: 1号炉および2号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ, 3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※2: 高感度型主蒸気管モニタについては, 1号炉および2号炉については2つの主蒸気管モニタ, 3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。(以下, 本条において同じ。)</p> <p>※3: 第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は, 蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考								
<p>(主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁)</p> <p>第62条 モード1, 2および3において, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は, 表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 電気計画課長は, 定期検査時に, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主給水隔離弁, 主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表62-2の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="172 772 1359 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td>閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁, 主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	<p>(主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁)</p> <p>第62条 モード1, 2および3において, 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は, 表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械計画第一課長は, 定期検査時に, 主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>(2) 計装計画課長は, 定期検査時に, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主給水隔離弁, 主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表62-2の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 772 2591 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td> <td>閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁, 主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については, 運転上の制限を適用しない。</p> <p>(以下, 省略)</p>	項目	運転上の制限	主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1									
項目	運転上の制限									
主給水隔離弁, 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※1									



変更前	変更後	備考																																																										
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 電気計画課長は, 定期検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="172 646 1359 739"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表63-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 865 1359 1209"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="172 1251 1359 1680"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第63条 モード1, 2, 3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において, 主蒸気逃がし弁は, 表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1) 計装計画課長は, 定期検査時に, 主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し, その結果を発電課長に通知する。</p> <p>3 当直長は, 主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>表63-1</p> <table border="1" data-bbox="1403 646 2591 739"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表63-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 865 2591 1209"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" data-bbox="1403 1251 2591 1680"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直長は, モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正(伊方発電所計装計画課の新規設置)に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
項目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁	手動での開弁ができること																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	B.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直長は, 当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は, 開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																																										
	C.2 当直長は, モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合)にする。	36時間																																																										

変更前				変更後				備考																																				
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および<u>電気</u>計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td><u>電気</u>計画課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td><u>電気</u>計画課長</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	<u>電気</u> 計画課長	3台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>電気</u> 計画課長	6台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および<u>計装</u>計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表102</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td><u>計装</u>計画課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td><u>計装</u>計画課長</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	<u>計装</u> 計画課長	3台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>計装</u> 計画課長	6台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																									
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	<u>電気</u> 計画課長	3台																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																									
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>電気</u> 計画課長	6台																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																									
分類	計測器種類	担当課長	数量																																									
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	<u>計装</u> 計画課長	3台																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																									
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	<u>計装</u> 計画課長	6台																																									
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 <sup>※1</sup>																																									

変更前				変更後				備考																																																																						
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および電気計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>電気計画課長</td> <td>30台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表102の試料放射能測定装置と共用  ※2：管理区域外測定用の3台を含む。  ※3：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	3台	退出モニタ	3台	試料放射能測定装置	3台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	電気計画課長	30台 <sup>※2</sup>	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	積算線量計測定装置	1台 <sup>※3</sup>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表114</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>30台<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表102の試料放射能測定装置と共用  ※2：管理区域外測定用の3台を含む。  ※3：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	3台	退出モニタ	3台	試料放射能測定装置	3台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	1台	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	計装計画課長	30台 <sup>※2</sup>	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台	積算線量計測定装置	1台 <sup>※3</sup>	伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																											
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台																																																																											
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台																																																																											
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台																																																																											
	退出モニタ		3台																																																																											
	試料放射能測定装置		3台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置		1台																																																																											
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台																																																																											
	モニタリングステーション		1台																																																																											
	エリアモニタ	電気計画課長	30台 <sup>※2</sup>																																																																											
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																																																											
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※3</sup>																																																																											
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																											
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台																																																																											
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台																																																																											
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台																																																																											
	退出モニタ		3台																																																																											
	試料放射能測定装置		3台 <sup>※1</sup>																																																																											
	積算線量計測定装置		1台																																																																											
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台																																																																											
	モニタリングステーション		1台																																																																											
	エリアモニタ	計装計画課長	30台 <sup>※2</sup>																																																																											
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台																																																																											
	積算線量計測定装置		1台 <sup>※3</sup>																																																																											

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (平成25年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2 第74条の表74-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則 ( )</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p>	<p>伊方発電所における保安に関する組織改正（伊方発電所計装計画課の新規設置）に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>